

立科町保育料基準額表（月額）

表 1 基本単価一覧 3 号認定（3 歳未満児） ※ 3 歳児以上（2 号認定）は表 1・表 2 共に保育料無料

階層区分	市町村民税区分		保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護世帯		0	0
第 2-2	非課税世帯		0	0
第 3-2	均等割のみ		10,600	10,000
第 3-4	所得割課税額	5,000 円未満	14,900	14,000
第 4		5,000 円以上 79,800 円未満	19,500	19,300
第 5		79,800 円以上 104,100 円未満	22,500	21,000
第 6		104,100 円以上 140,100 円未満	33,800	32,000
第 7		140,100 円以上 176,400 円未満	42,100	40,000
第 8		176,400 円以上 259,300 円未満	49,400	47,000
第 9		259,300 円以上 308,200 円未満	54,700	52,000
第 10		308,200 円以上	58,000	55,000

表 2 ひとり親・障がい世帯※ 1 単価一覧 3 号認定（3 歳未満児）

階層区分	市町村民税区分	保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護世帯	0	0
第 2-1	非課税世帯	0	0
第 3-1	均等割のみ	5,600	5,200
第 3-3	所得割課税額 5,000 円未満	9,000	8,400

（所得割課税額が 5,000 円以上の場合は、表 1 の基本単価一覧を適用します。）

軽減措置について 以下の場合、保育料が軽減されます。

- (1) 多子世帯：2 人以上のお子さんがある場合
 - 第 2 子：基本の保育料の半額
 - 第 3 子以降：無料
- (2) 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の場合
 - 第 1 子：基本の保育料の半額
 - 第 2 子以降：無料
- (3) ひとり親軽減：市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満のひとり親世帯等の場合
 - 第 1 子：9,000 円（保育標準時間）または 8,400 円（保育短時間）に固定
 - 第 2 子以降：無料

※1 ひとり親・障がい世帯の認定基準

(1) ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 障がい世帯

- ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯

保育料についての留意事項

- ・4月から8月までの保育料は前年度の市町村民税額に基づく額とし、9月から3月までの保育料は当該年度の市町村民税額に基づく額により算定します。
- ・表中の税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しないものとします。
- ・「3歳未満児」とは当該月の属する年度の4月1日において3歳に達していない児童をいいます。
- ・年度の途中で支給認定が3号から2号に変わった場合でも、年度中の保育料は3号認定の金額となります。